

FIFA の「連帯貢献金」制度とその法的諸問題(1) ——連帯貢献金の支払いをめぐるスポーツ仲裁裁判所 (CAS) の仲裁 判断と FIFA の紛争解決機関 (DRC) の裁定の分析を中心として——

杉原周治

1. はじめに
 - 1.1 本稿の目的
 - 1.2 連帯貢献金の目的と構造
 - 1.3 連帯貢献金をめぐる紛争解決手続
2. 移籍先クラブの責務
 - 2.1 連帯貢献金の算定
 - 2.2 連帯貢献金の保有および分配
 - 2.3 選手証の確認
3. 連帯貢献金の支払いに関する合意の適法性
 - 3.1 「いかなる控除もされない」移籍補償金の設定
 - 3.2 連帯貢献金の支払義務の譲渡 (以上、本号)
4. 連帯貢献金の請求権者の範囲
 - 4.1 育成クラブ
 - 4.2 国内サッカー協会
 - 4.3 非加盟クラブに代わる国内サッカー協会の連帯貢献金請求の可否
5. 連帯貢献金請求権の発生および消滅
 - 5.1 選手の労働契約期間中の移籍
 - 5.2 選手の国際移籍
 - 5.3 連帯貢献金請求権の消滅
6. むすびにかえて
 - 6.1 連帯貢献金の支払いに関する実務
 - 6.2 日本のクラブによる連帯貢献金制度の活用の意義 (以上、愛知県立大学外国語学部紀要54号 (地域研究・国際学編))

1. はじめに

1.1 本稿の目的

サッカーの領域では、クラブによる若い選手の育成を財政的に支援する目的で、育成クラブに一定の要件の下で選手育成のための補償金の請求権を付与する制度が存在する。それが、国際サッカー連盟 (FIFA) のレギュレーションで規定されている「トレーニングコンペンセーション」(training compensation, Ausbildungsentschädigung) と「連帯メカニズム」(solidarity mechanism, Solidaritätsmechanismus) という二つの制度である。具体的には、両制度は、サッカー選手を育成したクラブが、育成期間終了後にまたはその後プロ選手としてのキャリアを積んでいく過程で、同選手を雇用した別のサッカークラブに対して、育成のための補償金を請求することができるとする制度である。

FIFA によるこれらの育成保障制度は、後述のように選手の国内移籍には適用されず、国際移籍のケースにしか適用されない。しかしながら、日本では現在、日本国内で育成されたサッカー選手が海外のクラブ、とりわけヨーロッパのサッカーリーグに移籍するケースや、海外移籍した選手がその後さらに別の国の強豪クラブに移籍するケースが数多く見られ、それゆえ日本のサッカークラブにとって、FIFA のこの制度は特に大きな意味をもつ。

ところで、上述した制度のうち、一方で FIFA の「トレーニングコンペンセーション」の制度¹⁾とは、あるアマ選手が23歳の誕生日を迎えるシーズンの終了前に他国のサッカー協会に所属するクラブに初めてプロ選手として移籍する場合、またはあるプロ選手が23歳の誕生日を迎えるシーズンの終了前に同様に他国のクラブへ移籍する場合に、移籍先クラブが、同選手を12歳から21歳のシーズンまで育成したクラブに対して、当該選手の育成費用を支払わなければならない制度をいう。ただし、トレーニングコンペンセーションの制度は、EU 運営条約45条で保障される選手の自由移動への介入という観点から、

1) FIFA のトレーニングコンペンセーションの制度につき、さしあたり、小澤一郎『サッカー選手の正しい売り方』(カンゼン・2012) 238頁以下、杉原周治『『トレーニングコンペンセーション』の不払いに基づくサッカークラブに対する強制降格処分の適法性(1)(2・完)』愛知県立大学大学院国際文化研究科論集22号149頁以下、愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)123頁以下(2021)、等を参照。

その適法性をめぐって各国の裁判所およびEU司法裁判所で争われてきた²⁾。それゆえ、現在においてもその制度内容や運用につき法的な議論がなされているところである。

他方で、FIFAの連帯メカニズムとは、あるプロ選手がその労働契約期間中に国際移籍をする際に、同選手の移籍先クラブが、同選手が12歳から23歳のシーズンまでプレーしたすべてのクラブに対して、いわゆる「連帯貢献金」(solidarity contribution, Solidaritätsbeitrag)を支払わなければならないとする制度をいう。同制度は、トレーニングコンペンセーションとは異なり、移籍先クラブに対してさらなる負担を強いるものではなく、それゆえ選手の自由移動を侵害するものではないため、その適法性について争いはない³⁾。加えて、同制度は、トレーニングコンペンセーションとは異なり、請求権者の範囲が広く、当該選手が12歳から23歳まで(つまり12年間)所属した全クラブが請求しうる。さらに、同制度は、労働契約期間中であれば、当該選手が国際移籍するたびに何度でも、かつ移籍の際の当該選手の年齢に関係なく発生する。日本でも、実際に例えば2012年の香川真司選手の国際移籍(ロシア・ドルトムントからマンチェスター・ユナイテッドへ移籍)に際してFIFAの連帯貢献金が支払われた事例があるように⁴⁾、従来からしばしば用いられてきた制度でもある。

このように、一見すると利便性に優れたFIFAの連帯貢献金の制度であるが、日本では、学校が当事者になるために連帯貢献金を受け取らないケースがあるという特殊な事情に加えて、その非常に複雑な構造ゆえ同制度が十分に活用されているとは言い難い状況にある。しかしながら、現在の新型コロナウイルスの影響によって非常に厳しい財政状況にある日本の育成クラブに対する救済手段のひとつとして、連帯貢献金の制度は今後も大いに活用すべきであると考えらる。

2) この議論につき、杉原周治「サッカーにおけるトレーニングコンペンセーションと労働者の自由移動」EU法研究10号58頁以下(2021)を参照。

3) Vgl. J. Axtmann/R. Muresan, Die FIFA-Regelung der Ausbildungsentschädigung im Lichte der EU-Freizügigkeit, CaS 2017, 3 (12); M. Stadler, Anmerkung zum Urteil des Europäischen Gerichtshofs vom 16. 03. 2010 (Olympique Lyonnais), ZESAR 11-12/10, 491 (494).

4) さしあたり、2012年7月11日付の朝日新聞朝刊3頁を参照。

そこで本稿は、FIFA の連帯メカニズム制度の内実および運用につき、FIFA の紛争解決機関である DRC の裁定、およびスイスのローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所 (CAS) の仲裁判断の分析を中心に、検討を加えることにしたい。その際、本稿は、①移籍先クラブの責務、②連帯貢献金の支払いに関する合意の適法性、③連帯貢献金の請求権者の範囲、④連帯貢献金請求権の発生および消滅という4つの論点に区分して論じることとするが、その検討をする前提として、ここで、連帯貢献金の目的および構造、ならびに連帯貢献金めぐる紛争解決手続について簡単に触れておくことにする。

1.2 連帯貢献金の目的と構造

FIFA の連帯貢献金は、とりわけユース選手の育成支援のための効果的な手段として構築された制度である⁵⁾。この制度は「連帯メカニズム」と呼ばれている。連帯貢献金に関する最も重要な FIFA の規則は、2001年9月1日発効の FIFA の「サッカー選手の地位と移籍に関するレギュレーション」(「Regulations on the Status and Transfer of Players」⁶⁾、以下、「RSTP」と略記)である⁷⁾。RSTP は、第一次的に、第1条1項において、「本レギュレーションは、選手の地位、組織化されたサッカー内での選手の競技資格、および異なるサッカー協会に属するクラブ間での選手の移籍に関する、一般的かつ拘束力ある規定を含む」と規定する。換言すれば、RSTP の規定は、それぞれ異なるサッカー協会に所属する二つのクラブの間の移籍、すなわち「国際移籍」(internationale Transfers) についてのみ定めている⁸⁾。それゆえ、FIFA の連帯貢献金制度は、選手の国際移籍の際にのみ妥当し、国内移籍には適用されない。

5) Vgl. FIFA (Hrsg.), Kommentar zum Reglement bezüglich Status und Transfer von Spielern (Commentary on the Regulations for the Status and Transfer of Player) (18. 10. 2021), S. 129; M. Stopper/S. Karlin, in: M. Stopper/G. Lentze (Hrsg.), Handbuch Fußball-Recht, 2. Aufl., Berlin 2018, Kapitel 16 Rdnr. 58 f.

6) ドイツ語で「Reglement bezüglich Status und Transfer von Spielern (RSTS)」という。

7) Vgl. V. Derungs, Ausbildungsentschädigung und Solidaritätsbeitrag gemäss dem Reglement der FIFA über den Status und Transfer von Spielern, in: J. Kleiner/M. Baddeley/O. Arter (Hrsg.), Sportrecht Band I, Bern 2013, S. 385.

8) Vgl. FIFA (Hrsg.), Kommentar, a. a. O. (Anm. 5), S. 128.

RSTPの規定のうち、連帯貢献金に関する最も重要な条文は第21条である。同条項は以下のように規定する。

RSTP 第21条 連帯メカニズム

ある選手が自己の契約満了前に移籍した場合、同選手のトレーニングおよび育成に貢献した全てのクラブは、同選手の移籍元クラブに支払われる補償の一部（連帯貢献金）を獲得する。連帯貢献金に関する諸規定は、本レギュレーションの附則5で定められる。

さらに、同規定を受けてRSTPは、附則5（Annex 5, Anhang 5）の第1条1項において、「あるプロ選手が契約期間中に移籍した場合、同選手のかつての所属クラブに支払われたトレーニング・コンペンセーションを除く、この移籍の枠内で支払われたあらゆる補償金の5%が、この補償金の総額から控除され、かつ同選手の数年に渡るトレーニングおよび教育に従事したクラブに対して連帯貢献金として移籍先クラブによって分配されなければならない。この連帯貢献金〔の金額〕は、当該選手が12歳と23歳のシーズンの間にそれぞれの〔育成〕クラブで費やした年数（一年に満たない場合は日割で算定）に比例する」と規定している。

すなわち、FIFAの「連帯メカニズム」とは、あるプロサッカー選手がその労働契約期間中に国際移籍をした場合、同選手が12歳から23歳まで所属していたすべてのクラブが、同選手の獲得クラブからいわゆる「連帯貢献金」を受け取ることができる制度をいう。逆に言えば、①アマチュア選手のクラブ移籍、②プロ選手の労働契約満了後の移籍、または③プロ選手の国内移籍に際しては、連帯貢献金は発生しない⁹⁾。

さらに、連帯貢献金の支払いに際しては、移籍した当該プロ選手が当時の育成クラブにおいてアマチュア選手として登録されていたか、またはプロ選手として登録されていたかは問題とはならない。加えて、後者のケースにおいて

9) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 387.

は、当該選手が育成クラブにおいてレンタル選手として登録されていた場合でも連帯貢献金は発生しうる¹⁰⁾。それゆえ、連帯貢献金の発生にとって重要となるのは、同選手が当該育成クラブにおいて登録されていた、という事実である。

1.3 連帯貢献金めぐる紛争解決手続

異なるサッカー協会に所属するクラブ間の連帯貢献金をめぐる紛争の管轄権は、トレーニングコンペンセーションをめぐる紛争と同様に、FIFAの紛争解決機関である「DRC」(Dispute Resolution Chamber)¹¹⁾に付与されている(RSTP第22条d号、同24条1項、同2項、同3項を参照)¹²⁾。同一のサッカー協会に所属するクラブ間の連帯貢献金をめぐる紛争についても、当該紛争が異なるサッカー協会に所属するクラブ間の移籍に基づいて発生した限りにおいて、DRCが管轄権を有する(同22条e号)。

DRCの管轄権が及ばない限りで、異なるサッカー協会に所属するクラブ間の紛争や、RSTPの適用によって生じるその他のあらゆる紛争については、FIFAの「選手の地位に関する委員会」(Players' Status Committee、以下「PSC」と略記¹³⁾)が管轄権を有する(RSTP第23条)。

また、トレーニングコンペンセーションおよび連帯貢献金をめぐる紛争につき第二審として管轄権を有する機関が、スイスのローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所「CAS」(Court of Arbitration for Sport)である(RSTP第24条2項)¹⁴⁾。CASの仲裁判断に対しては、スイス国際私法(Bundesgesetz über das Internationale Privatrecht (IPRG))第190条および191条¹⁵⁾、ならびにスイス連邦最高裁判所法

10) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 391.

11) ドイツ語で「Kammer zur Beilegung von Streitigkeiten (KBS)」という。

12) Vgl. Stopper/Karlin, a. a. O. (Anm. 5), Rdnr. 63.

13) ドイツ語で「Kommission für den Status von Spielern (KSS)」という。PSCにつき、vgl. A. Dalinger, Der Vertragsbruch des Berufsfußballspielers und die Rechtsfolgen nach Art. 17 FIFA-RSTS, Baden-Baden 2017, S. 75.

14) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 364.

15) スイス国際私法の翻訳として、三浦正人「1987年スイス連邦国際私法仮訳」名城法学39巻1号65頁以下(1989)を参照。

(Bundesgerichtsgesetz (BGG)) 第77条に基づき、スイス連邦最高裁判所 (das schweizerische Bundesgericht) に「仲裁判断取消しの申立て」(Aufhebungsklage) をすることが可能である¹⁶⁾。

さらに、RSTP 附則 5 第 2 条 4 項は「本附則で定められた義務を履行しないクラブに対しては、規律委員会が懲戒処分を課す」と規定しており、附則 5 にいう義務、または DRC で確認された義務を履行しないクラブもしくは選手に対しては、FIFA の規律委員会 (FIFA-Disciplinary Committee) によって懲戒処分が下されうることを明記している¹⁷⁾。

2. 移籍先クラブの責務

連帯貢献金の債務者は、プロサッカー選手が自己の労働契約期間中に移籍した先のクラブである (RSTP 附則 5 第 1 条)。この点、RSTP 附則 5 第 2 条 2 項 1 文は、「選手証に記載された選手の経歴に基づき連帯貢献金の総額を算定し (calculate)、これを分配する (distribute) ことは、新しいクラブの義務である」と規定する。すなわち、連帯貢献金を自発的に支払う (spontaneously pay) だけでなく、選手証に基づきその金額を算定し (calculate)、保有・分配 (retain and distribute) することは、第一次的に移籍先クラブの義務であるとされている¹⁸⁾。

このような移籍先クラブの責務につき、以下では、とりわけ①連帯貢献金の算定、②連帯貢献金の保有および分配、③選手証の確認、について詳述する。

2.1 連帯貢献金の算定

(1) RSTP 附則 5 第 1 条 1 項に規定する分配率

プロサッカー選手が契約期間中に移籍する場合、移籍先クラブから移籍元クラブへ支払われる補償金のなかから 5% が差し引かれる。この控除額は、連帯

16) CAS の仲裁判断に対する不服申立ての手續につき、さしあたり、早川吉尚編『スポーツと法：オリンピック・パラリンピックから考える』(有斐閣・2021) 30 頁以下〔小川和茂執筆〕、を参照。

17) Vgl. Stopper/Karlin, a. a. O. (Anm. 5), Rdnr. 61, 63.

18) Frans de Weger, *The Jurisprudence of the FIFA Dispute Resolution Chamber*, 2nd edn. TMC Asser Press, The Hague (2016), pp. 452-454.

貢献金として、当該選手が12歳から23歳までに所属したクラブに対して、その育成期間に基づく分配率に応じて支払われる。RSTP 附則 5 第 1 条 1 項によれば、連帯貢献金の算定は、以下のようになされる¹⁹⁾。

育成年度	連帯貢献金の割合
12歳となるシーズン	移籍補償金の5%の5% (移籍補償金の0.25%)
13歳となるシーズン	移籍補償金の5%の5%
14歳となるシーズン	移籍補償金の5%の5%
15歳となるシーズン	移籍補償金の5%の5%
16歳となるシーズン	移籍補償金の5%の10% (移籍補償金の0.5%)
17歳となるシーズン	移籍補償金の5%の10%
18歳となるシーズン	移籍補償金の5%の10%
19歳となるシーズン	移籍補償金の5%の10%
20歳となるシーズン	移籍補償金の5%の10%
21歳となるシーズン	移籍補償金の5%の10%
22歳となるシーズン	移籍補償金の5%の10%
23歳となるシーズン	移籍補償金の5%の10%

上記の表に基づけば、当該選手の育成期間のうち初めの4年間(12歳から15歳まで)のシーズンについては、それぞれの育成期間に割り当てられる連帯貢献金は移籍補償金の5%の5%、すなわち移籍補償金の0.25%となる。当該選手が16歳の誕生日を迎えるシーズン後は、それぞれの育成年毎の連帯貢献金の割当額は移籍補償金の5%の10%、すなわち移籍補償金の0.5%となる。ただし、当該選手が、各シーズンの終了前に移籍した場合には、その育成年に割り当てられる連帯貢献金は日割り(Pro-Rata-Basis)で算定される。

さらに、同選手が、移籍元クラブとの契約期間中に、かつ23歳の誕生日を迎えるシーズンの終了前に移籍した場合、連帯貢献金として移籍補償金から差し引かれる金額は5%を下回る²⁰⁾。つまり、この場合の連帯貢献金の総額は、

19) なお、2021年発効のRSTPでは、附則5の第1条が改正されており、(それぞれの誕生日となる)「シーズン」の文言が「暦年」に変更されている。

20) Vgl. Vgl. FIFA (Hrsg.), Kommentar, a. a. O. (Anm. 5), S. 129; Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 390.

同選手が23歳を超えて移籍した場合に比べて少額となり、その差額は、結果として同選手の移籍元クラブが取得することとなる。例えば、当該選手が20歳の誕生日となるシーズンの終了後に移籍元クラブから新たなクラブへ移籍した場合、21歳から23歳までの3シーズン分の連帯貢献金は発生しないため、かつての育成クラブに支払われる連帯貢献金の総額が5%より少なくなる。つまりこの場合、連帯貢献金の総額は移籍補償金の5%ではなく3.5%（ $5\% - 1.5\% = 3.5\%$ ）となり、この3.5%分が、連帯貢献金として各育成クラブに分配されることになる。その際、移籍補償金の残りの96.5%は、選手の移籍元クラブが獲得することとなる²¹⁾。

(2) 「あらゆる」補償金の概念をめぐるDRCの2015年4月24日の裁定

RSTP 附則5第1条1項は、トレーニングコンペンセーションを除く移籍先クラブから移籍元クラブに支払われた「あらゆる」(any) 補償金の5%が連帯貢献金として育成クラブに支払われる、と規定する。問題は、ここでいう「あらゆる」補償金の中に、移籍補償金以外のものが含まれるか否かである。この問題につき、DRCの2015年4月24日の裁定²²⁾に関する事案で、選手の経済権保有のために移籍元クラブに支払われる金銭が連帯貢献金の対象となるか否かが争われた。

(a) 事件の概要

B国のサッカー協会によって発行された選手証によれば、1990年5月2日生まれのサッカー選手Dは、2009年9月9日から2011年6月30日までB国のクラブAにプロ選手として登録されていた。2011年7月29日にはD選手は、同じくB国にあるクラブCに登録されたが、同時にクラブCと、E国のクラブFとの間でレンタル移籍の合意がなされ、その移籍補償金は総額1,680,000ユーロであった。ただし、この金額は、「選手の経済権」(player's Economic Rights)の一部を売却する代わりに支払われたものであった。

それに基づき、クラブAは、2013年1月2日、クラブFに対して、選手DのクラブCからクラブFへの移籍に際して発生する連帯貢献金の支払いを要求し

21) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 390.

22) DRC 24. April 2015, no. 0415977.

た。その際、クラブ A は、上述した移籍補償金 1,680,000 ユーロは、移籍に関する合意書 (transfer agreement) から分かるように、単に選手 D の経済権の 30% を得るために支払われたものであり、クラブ C が 2011 年の第 3 四半期のために公表した財務諸表 (financial statement) には、さらに選手 D の経済権の 70% の購入に関する 4,225,400 ユーロの金額の記載があったと指摘した。つまり、クラブ A によれば、選手 D の移籍に関連して支払われた、それゆえ連帯貢献金の算定に際して考慮されなければならない実際の金額は、6,036,285.71 ユーロ ($4,225,400 \text{ ユーロ} \div 70 \times 100$) であったという。それに基づき、クラブ A は、クラブ F に対して総額 60,362.86 ユーロ ($6,036,285.71 \text{ ユーロ} \times 5\% \times 10\% \times 2 \text{ 年}$) の連帯貢献金を請求した。

(b) DRC の判断

これに対して DRC は、2015 年 4 月 24 日の裁定において、結論としてクラブ A の主張を認め、本件において連帯貢献金の算定に際して考慮されるべき総額は A が適切に指摘したように総額 6,036,285.71 ユーロとなるべきであると判断した。すなわち、DRC は、連帯貢献金の算定に際しては、移籍補償金それ自体が基準とされるのみならず、選手の経済権保有のために第三者に支払われる金銭が基準とされるべきとした。

学説の中には、この DRC の裁定によれば、将来的に、例えばレンタル移籍に際しての給与支払いの引き継ぎや、転売条項 (sell-on clauses) による将来的に発生する移籍補償金の支払いなども連帯貢献金の対象となる可能性があるとする指摘も見られる²³⁾。

2.2 連帯貢献金の保有および分配

上述のように、連帯貢献金を算定するだけでなく、それを保有および分配することは、第一次的に移籍先クラブの義務である。この連帯貢献金の支払いの履行期は、RSTP 附則 5 第 2 条 1 項によれば、「当該選手が〔移籍先クラブに〕登録されたのち 30 日以内」、または「〔移籍補償金の〕支払いが条件付でなさ

23) Frans de Weger, *supra* note 18, p. 454.

れる場合には、個々の〔移籍補償金の〕支払いの履行期の後30日以内」、とされている。つまり、移籍先クラブは、選手の登録後30日以内、または移籍補償金の支払いの履行期後30日以内に、連帯貢献金の債権者である育成クラブの情報を調査し、連帯貢献金を算定し支払わなければならない²⁴⁾。

この「30日以内」という期限につき、一方で、この履行期に移籍先クラブが履行をしないときは、移籍先クラブは、連帯貢献金の債権者である育成クラブに対して5%の利息の支払い義務を負うとされている²⁵⁾。他方で、育成クラブは、この期限の到来前に、連帯貢献金を請求するための法的手続を開始することはできないと解されている²⁶⁾。また、RSTP第25条5項1文に従えば、育成クラブによる連帯貢献金の請求権は、「当該紛争の原因となった事件」から2年が経過すれば時効により消滅する（この点につき、後述第5章5.3を参照）。

2.3 選手証の確認

(1) 連帯貢献金の支払いに際しての選手証の役割

前述のようにRSTP附則5第2条2項1文が「選手証に記載された選手の経歴に基づき連帯貢献金の総額を算定し、これを分配することは、新しいクラブの義務である」と規定するように、連帯貢献金の支払いに際しては、各サッカー協会が発行する「選手証」（「Player passport」、ドイツ語で「Spielerpass」という）が重要となってくる²⁷⁾。ところで、RSTP第7条1文および2文によれば、この選手証には、当該選手に関する必要なすべての情報とともに、「同選手が12歳の誕生日を迎えるシーズン以後に登録された全クラブが記載されていなければならない」。また、同7条3文に従えば、当該選手の誕生日が二つのシーズンの間にある場合、後者のシーズンが誕生日を迎えるシーズンとみなされる²⁸⁾。

24) Vgl. Stopper/Karlin, a. a. O. (Anm. 5), Kapitel 16 Rn. 60.

25) Frans de Weger, *supra* note 18, p. 452.

26) Frans de Weger, *supra* note 18, p. 455.

27) Vgl. FIFA (Hrsg.), Kommentar, a. a. O. (Anm. 5), S. 128.

28) なお、2021年発効のRSTPでは、第7条が改正され、同3文は削除されている。すなわち、同条2文が「選手証には、同選手が12歳の誕生日の暦年以後に登録された

このように、移籍先クラブは公的文書としての選手証に基づき当該選手の経歴を調査し、連帯貢献金の支払いを算定するため、選手証は選手の国際移籍に際して最も重要な役割を担うこととなる²⁹⁾。

(2) 選手証の内容についての証明責任の分配と DRC の2006年9月28日の裁定

RSTP 附則 5 第 2 条 2 項 2 文は、連帯貢献金の支払いに際して、「〔移籍した〕選手は必要な場合には、新しい〔移籍先〕クラブのこの義務の履行につき支援する」と規定している。そのため、選手証の記載に不備がある場合、第一次的には当該選手が移籍先クラブに対して必要な情報を提供するなどして、移籍先クラブの連帯貢献金の支払義務の履行を支援しなければならない。しかしながら、その支援にもかかわらず当該選手の育成期間ないし育成クラブの存否が不明確であり、それゆえ当事者間で連帯貢献金の金額や支払いの適否につき争いがある場合にどちらの当事者が証明責任を負担するのかが問題となる。この問題は、DRC の2006年9月28日の裁定³⁰⁾に関する事件において争われたが、結論として DRC は、連帯貢献金を請求する育成クラブが選手証の不完全に対するリスクを負うべきである、と判断している。

(a) 事件の概要

サッカークラブ X が所属するサッカー協会によって提供された選手証によれば、1973年7月19日生まれの選手 Z は、23歳となるシーズンのうち1996年4月22日から1996年8月6日まで、レンタル選手としてクラブ X に登録されていたという。その後、選手 Z は、2005年7月にクラブ V からクラブ Y に移籍したが、その移籍補償金は3,500,000ユーロであった。この移籍に伴い、クラブ X は、2005年9月22日、DRC に対して移籍先クラブ Y が連帯貢献金を支払うことの確認を求めた。ただし、その際クラブ X は、選手証の上記記載とは異なり、「選手 Z は1996年4月22日から同年12月31日までの計8ヶ月と13日間クラブ X に登録されていた」と主張した。それに基づき、X は、X が移籍先ク

全クラブが記載されていなければならない」と改正され、「シーズン」から「暦年」と改められたことから、同3文が不要となったのである。

29) Frans de Weger, *supra* note 18, p. 465.

30) DRC 28 September 2006, no. 961202B.

ラブYから得るべき連帯貢献金の金額は移籍補償金の5%の6.64%である、と主張した。

(b) DRCの判断

これに対して、DRCは、本件において、選手ZのクラブXにおける登録期間につき、Xの主張とXの所属するサッカー協会が提出した選手証の記載との間に不一致があることを確認しつつ、Xは、選手Zが1996年12月31日までXに登録されていたことを証明する証拠を提出していないとし、それゆえ、本件の選手Zの登録期間は、サッカー協会が提出した証拠、すなわち選手証に基づいて判断されなければならないと判断した。そして、DRCは、一般的に選手証は、当該選手があるクラブに登録されていた期間を証明する「主たる書証」(main documentary evidence)となる、と指摘している³¹⁾。

このことから、DRCは、本件では選手ZのXの下での登録期間は1996年4月22日から同年8月6日までと判断し、それゆえ移籍先クラブYがXに支払うべき連帯貢献金の金額も、日割り計算で、移籍補償金の5%の2.5% (3,500,000×5%×2.5%=4,375ユーロ) であるとした³²⁾。

3. 連帯貢献金の支払いに関する合意の適法性

連帯メカニズムにおける最も典型的なケースは、当該プロ選手の移籍先クラブが移籍元クラブに対して移籍補償金の95%を支払い、かつ移籍先クラブが育成クラブに対して連帯貢献金を支払うことが合意された事例である。このケースでは、移籍元クラブは、連帯貢献金の支払いに関してなんらの責務も負うことはない。

しかしながら、実務においては、移籍元クラブと移籍先クラブとの間で交わされた合意書のなかで、①移籍先クラブは移籍元クラブに対して、いかなる金額も差し引かれない移籍補償金を支払うとする取決めがなされる場合(以下3.1)、または②移籍元クラブに対して連帯貢献金の算定・保有・分配を行うことを義務付けている場合、つまり連帯貢献金の支払義務が移籍先クラブから移

31) Ibid., para 13.

32) Ibid., paras 14-15.

籍元クラブに譲渡される場合（以下3.2）がある。ただし、そもそも当事者のこうした取決めが適法であるのか否かについては、従来から議論がなされてきた³³⁾。

3.1 「いかなる控除もされない」移籍補償金の設定

プロ選手の移籍に関与した両クラブの間で、移籍先クラブが移籍補償金の全額（100%）を移籍元クラブへ支払うことにつき合意（Vereinbarung）をするケースがある。このような合意は、例えば、選手の移籍に際して両クラブ間で締結される契約のなかに、移籍先クラブは「いかなる控除もされない」（“without any deduction”）移籍補償金を移籍元クラブに支払わなければならないとする条項を設定することによってなされる。仮にこのケースで、移籍先クラブが連帯貢献金を支払うことになれば、移籍先クラブは、移籍元クラブと育成クラブに対して、合計で移籍補償金の105%を支払うことになる。

ただし、こうした合意の適法性については、DRC と CAS の間で争いがある。すなわち、以下のように一方で DRC は、RSTP 附則 5 第 1 条および 2 条を厳格に適用し、連帯貢献金の支払義務は移籍先クラブにあるからこうした合意は無効であり、それゆえ移籍先クラブが連帯貢献金を支払った場合には移籍元クラブは移籍先クラブに対して同額の返済義務を負うと解した。他方で、CAS は、原則として連帯貢献金の支払義務は移籍先クラブにあるが、こうした合意自体は適法であり、その結果、移籍先クラブが連帯貢献金を支払った場合でも移籍元クラブに同額の返済義務は生じないと解している。

(1) 合意を不適法とした DRC の 2010 年 2 月 26 日の裁定

DRC の 2010 年 2 月 26 日の裁定³⁴⁾に関する事件ではまさにこの問題が扱われたが、結論として DRC は本件合意を無効としている。本件の事案は以下の通りである。

(a) 事件の概要

本件において、1977 年 9 月 9 日生まれの選手 F は、2006 年 8 月 4 日に、移

33) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 392 ff.

34) DRC 26. February 2010, no. 210179.

籍元クラブR (FC R) から移籍先クラブZ (FC Z) に移籍補償金7,400,000ユーロで移籍した。その後、2008年8月26日に、1989年4月1日から1992年5月6日までの3年間同選手をアマチュア選手として登録していたクラブAが、クラブZに対して55,500ユーロの連帯貢献金 ($7,400,000 \times 0.05 \times 0.05 \times 3 \text{年} = 55,500$) を請求した。しかしながら、移籍先クラブZは、既に移籍補償金の100%を移籍元クラブRに対して支払っており、連帯貢献金に関する5%については控除することを怠っていただけであるとして、育成クラブAに対する連帯貢献金の支払いを拒否した。加えて、クラブZは、選手Fは2006年8月4日にクラブZに登録されたが、その後2年以上経過した2008年8月26日にクラブAが連帯貢献金を請求しているため、RSTP第25条5項1文に基づきクラブAの連帯貢献金請求権は既に時効によって消滅していると主張した。

これに対して移籍元クラブRは、移籍先クラブZとの間の移籍に関する合意書のなかで、両者が「本件移籍補償金は、クラブZからクラブRが受け取ることになっている差引支給額 (a net amount) をいい、それゆえ、現在または将来においても、税、関税、源泉徴収税、銀行手数料、その他いかなる性質の類似の手数料のほか、クラブZに課され、またはクラブZが支払うべきあらゆる金銭が控除されることなくこの移籍補償金の支払いが行われなければならない」という合意がなされているのであるから、クラブZによって既に支払われた移籍補償金は控除後の金額であり、その結果、連帯貢献金の支払いもクラブRには課されない、と主張した。

(b) DRCの判断

DRCは、本件裁定において、第一次的に、RSTP附則5第2条1項によれば、連帯貢献金の支払いの履行期は「〔移籍補償金の〕支払いが条件付でなされる場合には、個々の〔移籍補償金の〕支払いの履行期の後30日以内」とされていることから、本件では支払期日は、選手FがクラブZに登録されてから30日後の2006年9月4日に到来すると解することができるとした。これに対してクラブAの連帯貢献金の請求は2008年8月26日になされたことから、本件ではいまだRSTP第25条5項1文という時効期間は経過していないと判断し

た³⁵⁾。

次に DRC は、移籍元クラブ R の上記主張とは異なり、本件移籍に関する合意書は、移籍補償金が連帯貢献金の控除の後に支払われたものであることを明記してはいない、と述べた。さらに、DRC は、RSTP 附則 5 の第 1 条および 2 条を厳格に適用し、連帯貢献金の支払義務は移籍先クラブにあるとした。それゆえ DCR は、結論として、移籍先クラブ Z の主張を退け、Z に対して育成クラブ A への連帯貢献金 49,321 ユーロの支払いを命じるとともに、クラブ R に対しては同額をクラブ Z に返済することを命じた³⁶⁾。

(2) 合意を適法とした CAS の 2006 年 11 月 10 日の仲裁判断

上記の DRC の立場に対して、学説からは、クラブの契約の自由に着しく介入するものであるとの批判も唱えられている³⁷⁾。この点、CAS も、例えばリーベル・プレートとハンブルガーの争いに関する 2006 年 11 月 10 日の仲裁判断³⁸⁾において、このような「いかなる控除もされない」移籍補償金の合意は FIFA のレギュレーションに適合すると述べている。

(a) 事件の概要

アルゼンチン国籍を有する 1978 年生まれのサッカー選手であるレデスマ (Christian Raúl Ledesma) は、1990 年から 1992 年までの 2 シーズンはアルゼンチンのクラブであるデフェンソレス・デ・ベルグラノー (Defensores de Belgrano) に、1992 年から 1999 年までの 7 シーズンは同じくアルゼンチンのクラブであるアルヘンティノス・ジュニアーズ (Argentinos Juniors) に登録されていた。その後レデスマは、1999 年 8 月 9 日に同国のサッカークラブであるリーベル・プレート (C.A. River Plate) に移籍し、23 歳まで同クラブのファーストチームでプレーした。

2002 年 7 月 8 日、リーベル・プレートは、ドイツ・ブンデスリーガのサッカークラブであるハンブルガー (Hamburger S.V.) とレデスマの移籍につき合意をし

35) Ibid., paras 9–10.

36) Ibid., paras 17–20.

37) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 393.

38) CAS 2006/A/1019, *C.A. River Plate v. Hamburger S.V.*, Award of 10. November 2006.

た。その際の移籍補償金は350万ドルであったが、合意書の第3条には、この移籍補償金は「いかなる控除もされない」(“ohne jeglichen Abzug”, “sin deducción de importe alguno”)のものであることにつき、両当事者の間で合意がなされたことが明記されていた。

これに対して、デフェンソレスとアルヘンティノスの両クラブは、RSTPに基づき、ハンブルガーに対して総額140,000ドルの連帯貢献金の支払いを請求したところ、DRCが2004年3月29日の裁定において両クラブの請求を認めたため、ハンブルガーは遅滞なく同裁定を執行し、両クラブに対して連帯貢献金の支払いを行った。

ただし、その後ハンブルガーは、リーベル・プレートに対してこの連帯貢献金と同額の返済を求めた。これに対してリーベル・プレートが返済を拒否したため、ハンブルガーはFIFAに不服申立てをした。FIFAの「PSCの単独判事」(Single Judge of the Players' Status Committee)は、2005年11月21日の裁定において、結論としてハンブルガーの請求を認め、リーベル・プレートに対して140,000ドルの返済を命じたため、リーベル・プレートは2006年1月18日にCASに提訴した。

(b) CASの判断

これに対してCASは、2006年11月10日の仲裁判断において、2005年11月21日のPSCの単独判事の裁定を破棄し、結論としてリーベル・プレートの訴えを認めた。その際、CASのパネル(Panel)は、第一に、以下のように述べて連帯貢献金の算定および分配の義務だけでなく、その保有の義務も移籍先クラブが負わなければならない、と述べた。

「CASの先例(CAS 2006/A/1026 & 1030)に従えば、連帯貢献金を育成元クラブ(former training clubs)の間で割り当てる(apportion)義務は、移籍先クラブが負う。移籍先クラブは、[移籍した]選手の価値の上昇から利益を得るが、選手のその価値は、場合によっては移籍元クラブを含む、すべての育成元クラブによって提供されたトレーニングおよび教育によりもたらされたものである。連帯メカニズムは、当該選手が受けたト

レーニングの価値を再分配するものでなければならない。……FIFA のレギュレーションは、移籍先クラブが連帯貢献金を算定し、育成元クラブに支払うことを規定している。このシステムが構築された理由 (ratio legis) は、選手を受入先クラブにとって当該選手の育成元クラブを確定することが容易である、という点にある。受入先クラブが雇用する予定の選手は、新たな雇用主のこの〔育成クラブの確定という〕作業を支援することができる……。受入先クラブが連帯貢献金を算定し分配することができるように、このシステムは、ほとんどのケースで分配される連帯貢献金の金額に相当する〔移籍補償金の〕5%の金額を受入先クラブが保有できると規定している³⁹⁾。

その上で、CASのパネルは、第二に、移籍元クラブが「いかなる控除もされない」移籍補償金を受領するとする本件合意書の第3条は、2001年RSTPの第25条(当時)に、すなわち「あるアマチュアでない選手が契約期間中に移籍する場合、移籍元クラブに支払われたあらゆる補償金の一部(5%)が、当該選手のトレーニングおよび教育に関与したクラブに分配される。この分配は、当該選手が12歳から23歳までに所属した関連クラブに登録されていた年数に比例してなされる」とする規定に適合する、と述べた。その理由につき、CASは以下のように述べる。

「一般的に、〔選手の〕買取クラブが移籍元クラブに支払われた金額の5%を保有することは論理的かつ共通見解であるように思えるが、FIFAのレギュレーションは、本件のように両クラブがそれとは別の合意をし、〔合意書のなかで〕移籍補償金がいかなる控除もされことなく支払われると規定することを妨げるものではない。本パネルの見解によれば、そのような合意については、〔移籍補償金を支払った当事者である〕ハンブルガーが、その移籍補償金350万ドルに基づき算定されなければならない

39) Ibid., para 18.

5%の連帯貢献金を含む、考えられうるあらゆる控除を負担し、かつ支払うことを約束したものと解釈するのが正当である」⁴⁰⁾。

3.2 連帯貢献金の支払義務の譲渡

選手の移籍先クラブが移籍元クラブに対して移籍補償金の100%を支払うと同時に、移籍元クラブが育成クラブに対して連帯貢献金を分配するケースがある。このケースは、当事者の契約のなかに、育成クラブへの連帯貢献金の分配義務を移籍先クラブから移籍元クラブに譲渡するという条項が設定される場合に発生し、結果として移籍元クラブが得られる移籍補償金は総額の95%にとどまることになる。実務ではこうした合意書はしばしば取り交わされるとされているが⁴¹⁾、このような契約の適法性についても、学説、DRCおよびCASの間で見解の相違がある。

(1) 学説の立場

学説のなかには、こうした連帯貢献金の手続に対して、そもそも移籍元クラブに連帯貢献金の支払いを義務づける合意は原則として無効であるとする立場もみられる⁴²⁾。同見解は、その理由として、第一に、RSTP 附則 5 第 1 条の文言を厳格に解すれば、連帯貢献金の債務者は常に選手の移籍先クラブでなければならない点をあげる。第二に、そのような条項については、スイス債務法典(Das Schweizerische Obligationenrecht (OR))⁴³⁾の第175条にいう「債務引受」(Schuldübernahme)が問題となる点をあげる。すなわち、債務引受が有効となるためには債権者の同意(Zustimmung)が必要となるが、ここでいうケースでは、債権者である育成クラブの同意は通常は存在しないからであるという。そして、育成クラブの同意がない場合、これらの育成クラブはRSTP 附則 5 第 1 条に基づき移籍先クラブへ連帯貢献金を請求することになるが、その際に発

40) Ibid., para 29.

41) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 393.

42) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 394.

43) スイス債務法典の概要および最近の動向につき、さしあたり、半田吉信「スイス債務法総則編の改正(1)(2・完)」駿河台法学28巻1号13頁以下(2014)、同2号1頁以下(2015)を参照。

生ずる連帯貢献金の二重払いのリスクは、当然に移籍先クラブが負うべきであるという。

(2) 合意の無効と移籍元クラブの返済義務を認めた DRC の2011年4月7日の裁定

DRC も、例えば2011年4月7日の裁定⁴⁴⁾において、このような条項を無効であると判断している。それゆえ、DRC は、連帯貢献金の支払義務は移籍先クラブにあり、移籍先クラブが支払いを履行した後は、移籍元クラブはそれに相当する金額を移籍先クラブに返済すべきであるとしている。

(a) 事件の概要

1979年10月5日生まれのプロサッカー選手 J につき、2004年6月29日、移籍元クラブ Y と移籍先クラブ N (FC N) の間で、移籍補償金600,000ユーロで同選手の移籍に関する合意が成立した。これに対して、1994年7月7日から1997年3月26日まで選手 J が所属していた育成クラブ X が移籍先クラブ N に対して連帯貢献金の支払いを請求した。しかしながら、クラブ N は、移籍元クラブ Y との合意書のなかで連帯貢献金の支払義務を Y が負うことにつき合意がなされていたことを理由に、連帯貢献金の支払義務はクラブ Y にあり、それゆえ連帯貢献金の支払いは Y に対して請求されるべきであると主張した。

(b) DRC の判断

これに対して、DRC は、本裁定において、移籍先クラブ N は移籍元クラブ Y に対して移籍補償金の全額、すなわち600,000ユーロを既に支払っていたことから、N は連帯貢献金に該当する移籍補償金の5%の金額の控除を怠ったということができ、さらに、連帯貢献金の支払いにつき責務を負う旨の合意をした Y の行為は非難されるべきであるとした。そして DRC は、RSTP 附則5の第1条および2条を厳格に適用し、結論として、移籍先クラブ N が育成クラブ X に対して連帯貢献金7,500ユーロを支払う義務があり、加えて移籍元クラブ Y は同金額を N に返済すべきであるとの決定を下した⁴⁵⁾。

44) DRC 7. April 2011, no. 411826.

45) Ibid., paras 9–15.

(3) 合意の適法性を認めた CAS の2015年12月21日の仲裁判断

DRC の立場に対して、CAS は、自己の先例において、連帯貢献金の支払義務は原則として移籍先クラブにあるが、両者の間でこの支払義務を移籍元クラブに移行させることにつき合意をすること自体は自由であり適法であると解してきた。例えば、CAS の2012年12月12日の仲裁判断⁴⁶⁾では、FIFA の連帯貢献金に関して以下の三つの原則が適用された⁴⁷⁾。

- ①育成クラブに対して連帯貢献金を支払う義務は選手の移籍先クラブにあること。
- ②たとえ移籍先クラブと移籍元クラブの間で「内部合意」(internal arrangement)が存在していたとしても、第三者である育成クラブに対して連帯貢献金の弁済義務を負うのは移籍先クラブであること。
- ③ただし、移籍元クラブと移籍先クラブは、連帯貢献金の最終的な財政的責任を移籍元クラブに移行させることについて合意をすること、またとりわけ、移籍先クラブが連帯貢献金を支払った場合に移籍元クラブが移籍先クラブに対する弁済義務を負うか否かに関するルールを設けることにつき合意をすることは自由である。

さらに、この原則は、CAS の2015年12月21日の仲裁判断⁴⁸⁾においても踏襲されている。すなわち、本件では、当事者間で、連帯貢献金の支払いにつき移

46) CAS 2012/A/2707, *AS Nancy-Lorraine v. FC Dynamo Kyiv*, Award of 12 October 2012. CAS は、この仲裁判断のなかで、CAS の2009年11月3日の仲裁判断 (CAS 2009/A/1773 & 1774, *Borussia Mönchengladbach v. Asociación Atlética Argentinos Juniors*, Award of 3 November 2009) と、2009年2月13日の仲裁判断 (CAS 2008/A/1544, *RCD Mallorca v. Al Arabi*, Award of 13 February 2009) を引用している。

47) *Ibid.*, para 17.

48) CAS 2015/A/4105, *PFC CSKA Moscow v. FIFA & Football Club Midtjylland A/S*, Award of 21 December 2015. CAS の2015年12月21日の仲裁判断につき、詳しくは、see Jan Kleiner, *CAS 2015/A/4105, PFC CSKA Moscow v. Fédération Internationale de Football Association (FIFA) & Football Club Midtjylland A/S, Award of 21 December 2015*, in Antoine Duval & Antonio Rigozzi (eds.), *Yearbook of International Sports Arbitration 2016*, TMC Asser Press, The Hague (2018), pp. 165–182.

籍元クラブが義務を負うこと、かつ、仮に育成クラブが移籍先クラブに連帯貢献金を請求し、FIFA が移籍先クラブに支払義務を課した場合には、移籍元クラブは移籍先クラブに対して同額の返済義務を負うことを内容とする合意書が交わされたが、CAS は、結論として本件合意書の適法性を認め、移籍元クラブに返済義務を命じている。本事件の概要は以下の通りである。

(a) 事件の概要

リベリア国籍を有する1990年6月5日生まれのサッカー選手S (Sekou Jabateh Oliseh) は、2003年4月1日から2005年12月10日までの育成期間を、リベリアのサッカークラブである「Gedi & Sons F.C.」(以下、「G&S」と略記)で過ごしたのち、ナイジェリアのクラブを経由し、2007年から2009年までデンマークのクラブであるFC ミッティラン (Football Club Midtjylland A/S、以下「ミッティラン」と略記)でプレーしていた。その後、ミッティランは2009年12月1日に、ロシアのサッカークラブであるCSKA モスクワ (PFC CSKA Moscow、以下「CSKA」と略記)と、移籍補償金1,000,000ユーロで選手SをCSKAへ移籍させることについて合意した。その補償金の支払いは2回に分割され、CSKAは2010年1月20日と同年3月15日に支払いを行った。

ところで、両者が交わした合意書には、①ミッティランは、選手Sの育成クラブに対する連帯貢献金の支払いにつき義務を負うこと、②本件合意の下で連帯貢献金を獲得する権利を有するクラブがFIFAに対してその支払いを請求し、かつFIFAが同金額の支払義務をCSKAに負わせた場合には、ミッティランはCSKAに対して同金額の支払義務を負うこと、が明記されていた。その後、本件移籍に基づきG&SがFIFAに連帯貢献金の支払いを請求したところ、DRCは、2013年6月7日に、CSKAに対して13,330ユーロの連帯貢献金の支払いを命じたため、CSKAは、同裁定に応じてG&Sに対して連帯貢献金を支払った。

その後、CSKAは、合意書に基づき2014年3月5日に、ミッティランに対して上記金額の返済を求めてFIFAのPSCに不服申立てをしたが、PSCの単独判事は、2015年1月14日の裁定において、RSTP第25条5項にいう2年の時効期間が経過したためCSKAの請求は時効により消滅したと判断した。なぜなら、PSCによれば、RSTP第25条5項にいう「当該紛争の原因となった事件」

（“event giving rise to the dispute”）とは、本件では CSKA がミッティランに対して移籍補償金を支払った日から31日後の2010年2月22日および同年4月15日をいい、CSKA が連帯貢献金の金額の返済を主張したのは2014年3月5日であるから、CSKA の請求権は既に時効により消滅していると判断した。同裁定に対して、CSKA は CAS に提訴した。

(b) CAS の判断

これに対して、CAS は、2015年12月21日の仲裁判断において、結論として PSC の単独判事の裁定を破棄し、CSKA の訴えを認めて、ミッティランに対して連帯貢献金の金額を CSKA へ支払うよう命じた。

その際、CAS の本件単独仲裁人（Sole Arbitrator）は、移籍先クラブではなく移籍元クラブに連帯貢献金の支払いを課すものとした本件合意書の適法性につき、以下のように述べてこれを肯定している。すなわち、CAS は、自己の先例に基づき、「本件の CAS 単独仲裁人は、どちらのクラブが最終的に連帯貢献金を支払うべきかの問題についての内部合意（internal agreement）に関して、両当事者は、連帯貢献金の最終的な財政的責任の移行について合意すること、またとりわけ、その弁済義務を負うか否か関するルールを設けることにつき合意をすることについて、契約の自由の枠内で自由に行うことができると判断する（CAS 2012/A/2707; 2009/A/1773; CAS 2008/A/1544）」⁴⁹⁾と述べ、それゆえ本件合意書は両当事者を拘束するとした。

また、CAS の単独仲裁人は、CSKA のミッティランに対する返済請求につき、RSTP 第25条5項にいう「当該紛争の原因となった事件」とは、本件では FIFA が CSKA に対して育成クラブへの連帯貢献金の支払いを義務付けた時、すなわち DRC の裁定が下された日である2013年6月7日をいうと判断する。そして、CSKA が FIFA の PSC に不服申立てをした日が2014年3月5日であるから、結論として CSKA の請求権は時効により消滅していない、とした⁵⁰⁾。

49) Ibid., para 40.

50) Ibid., para 44.